平成 25 年7月 23 日

各　位

会 社 名　富 士 ソ フ ト 株 式 会 社
代表者名　代表取締役 社長執行役員　坂 下 智 保
（コード番号 9749 東証第 1 部）
問合せ先　執行役員 経営管理部長　内 藤 達 也
（ＴＥＬ０４５－６５０－８８１１）

# 執行役員に対するストック･オプションの付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の執行役員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ．ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、あわせて当社の執行役員の業績向上に対する意欲や士気を喚起することにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

Ⅱ．新株予約権発行の要領

①新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社執行役員　18 名　1,640 個

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式の分割（当社普通株式の無償割当を含む。）または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数に対してのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

③新株予約権の総数

1,640 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

④新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

但し、有利発行には該当しない。

⑤新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じて得た金額とし、1 円未満の端数は切り捨てる。ただし、その金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{c}\text{調整後} \\ \text{行使価額}\end{array} = \begin{array}{c}\text{調整前} \\ \text{行使価額}\end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \dfrac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込額}}{1\text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社発行済株式の総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

(3) 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

⑥新株予約権の権利行使期間

平成 27 年 7 月 24 日から平成 29 年 7 月 23 日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

⑦新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において、当社の、取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員または従業員（当社就業規程第 2 条に定める社員）のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社関係会社等に転籍して取締役会が認めた場合または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) 新株予約権者は、次の事由のいずれかに該当することとなった場合、その後、新株予約権を行使することができない。

ⅰ　補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合。

ⅱ　破産宣告を受けた場合。

ⅲ　当社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く。）の役員、使用人またはコンサルタントに就いた場合。但し、当社の取締役会において、事前に承認された場合はこの限りでない。

ⅳ　法令または当社の社内規程等に違反するなどして、当社に対する背信行為があったと認められる場合。

ⅴ　当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合。

(4) 新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨新株予約権の取得に関する事項

(1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑩新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑪組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ．交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記②に準じて決定する。

ニ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記⑤に準じて決定する。

ホ．新株予約権を行使することができる期間

上記⑥に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記⑥に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ．新株予約権の行使の条件

上記⑦に準じて決定する。

ト．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑧に準じて決定する。

チ．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

リ．再編対象会社による新株予約権の取得条項

上記⑨に準じて決定する。

⑫新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

⑬新株予約権の割当日

平成25年8月7日

⑭新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

以上